

青森市子ども・子育て会議の設置について

【設置理由】

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に定める審議会は、幼児期の学校教育に関する事項についても審議することとなるが、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会は、社会福祉法に基づく審議会であり、その性格上、幼児期の学校教育に係る事項のみの審議はできないとされていることから、青森市子ども・子育て会議を設置するものである。

【概 要】

＜青森市子ども・子育て会議＞

人 数：20 人以内

任 期：2 年

委 員：子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他市長が必要と認める者

※参 考

国の子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 72 条により設置

人 数：25 人以内

任 期：2 年

委 員：子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者